

北海道教育大学附属図書館概要

令和2年度(2020年度)



北海道教育大学附属図書館

1. 沿革 -----	1
2. 組織 -----	5
1. 組織	
2. 附属図書館運営委員会	
3. 職員数	
3. 年間活動 -----	6
1. 主要事業等の概要	
2. 主な行事・会議等	
3. 各種研修等の受講状況	
4. 利用状況 -----	9
1. 利用対象者数	
2. 開館日数	
3. 入館者数	
4. 館外貸出	
5. 参考業務利用件数	
6. 情報リテラシー教育実施件数	
7. 文献複写件数	
8. 図書館間相互貸借件数	
9. 電子資料利用件数	
5. 資料 -----	11
1. 分類別蔵書冊数	
2. 雑誌所蔵種類数	
3. 受入資料数	
4. 雑誌・新聞受入種類数	
5. 視聴覚資料所蔵件数	
6. 電子資料	
7. 資料購入経費	
8. 附属図書館コレクション	
9. 大型コレクション	
6. 学術リポジトリ -----	14
1. 登録コンテンツ数	
2. コンテンツ・ダウンロード件数	
3. サイト・アクセス数	
7. 利用案内 -----	15
1. 開館時間及び休館日	
2. 資料の貸出	
3. 各種サービス	
8. 施設・設備 -----	16
1. 施設一覧	
2. 施設面積	
3. 設備	
4. 視聴覚機器保有台数	
5. 各館平面図	
9. 関係規則 -----	20

昭和 24 年	6 月	北海道学芸大学開学
25 年	8 月	附属図書館開設 札幌に中央館(管理係, 整理係及び運営係の 3 係制), 函館・旭川・釧路・岩見沢に分館(図書係の 1 係制)を置く
27 年	8 月	北海道学芸大学附属図書館規程を制定し, 図書館協議会を置く
29 年	7 月	中央館の事務組織を整理運用係及び運営係の 2 係制に変更する
31 年	7 月	函館分館新築落成
	12 月	新着雑誌目次速報『学術文献収報』刊行(昭和 53 年 7 月, 第 199 号をもって休刊となる)
32 年	4 月	中央館の事務組織を総務係, 整理係及び運用係の 3 係制に変更する
	10 月	『洋書目録(昭和 26 年～昭和 30 年)』刊行
34 年	11 月	中央館新築落成
36 年	6 月	岩見沢分館新築落成
	10 月	旭川分館新築落成
38 年	11 月	釧路分館新築落成
39 年	12 月	『北海道学芸大学図書館報』創刊
40 年	4 月	函館分館増築落成
41 年	4 月	北海道学芸大学附属図書館を北海道教育大学附属図書館に改称する
42 年	4 月	札幌分室及び図書館運営委員会を置く 各館において指定図書制度を実施する(学内予算) 文部省指定図書予算の配分 43 年 4 月 函館分館 44 年 4 月 札幌分室 45 年 4 月 釧路分館 46 年 4 月 旭川分館及び岩見沢分館
	7 月	『洋書目録－教育編－1949～1966』刊行
43 年	5 月	事務組織規程の改正により, 分校図書係を分館図書係に改称する
	8 月	中央館に参考係を設置し, 4 係制に変更する
44 年	3 月	『和漢書総合目録－教育編－1949～1966』刊行
45 年	2 月	『北海道教育大学図書総合目録－人文科学編－1965～1968』, 『北海道教育大学図書総合目録－社会科学編－1965～1968』, 『北海道教育大学図書総合目録－自然科学編－1965～1968』刊行
	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1969 年版』刊行
46 年	3 月	『北海道教育大学図書総合目録 1969 年版』刊行(以降, 1988 年版まで毎年刊行)
48 年	3 月	旭川分館新築落成
	4 月	『北海道教育大学附属図書館目録規則－第 1 版－』制定施行
50 年	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1974 年版』刊行
52 年	1 月	『北海道教育大学附属図書館 NDC 補充表』刊行
	6 月	昭和 52 年度国立大学図書館協議会岸本奨励賞受賞 (北海道教育大学附属図書館における整理業務の合理化・標準化)
	7 月	「北海道教育資料収集整備計画」策定実施
	10 月	『北海道教育大学附属図書館目録規則－改訂第 2 版－附:教科書分類規程』制定施行
53 年	7 月	札幌分室及び岩見沢分館で時間外閲覧業務を実施する
54 年	1 月	『教育資料通信』(北海道教育資料収集整備計画広報連絡誌)刊行(以降, 第 20 号まで刊行)
	2 月	『北海道教育資料目録』第 1 集及び第 2 集刊行(以降, 第 16 集まで刊行)
	4 月	函館分館, 旭川分館及び釧路分館で時間外閲覧業務実施する(全館)
	12 月	岩見沢分館新築落成
55 年	2 月	函館分館増築落成

昭和 55 年	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1979 年版』刊行
56 年	3 月	『北海道教育大学図書総合目録索引－教育編－』刊行(以降、人文科学編, 社会科学編及び自然科学編の順に 1989 年 2 月まで年 1 編刊行)
60 年	6 月	昭和 60 年度国立大学図書館協議会賞受賞 (北海道教育大学附属図書館における北海道教育資料収集整備事業)
62 年	4 月	中央館(札幌分室)新築移転(札幌市中央区南 22 条から同市北区あいの里へ)
63 年	2 月	図書館業務の電算化開始(学術情報センターの目録システムに参加。北海道大学図書館システム端末で学術情報センターとオンライン接続し, 図書及び雑誌の目録所在情報データの入力を開始する)
平成 2 年	4 月	中央館に図書館専門員を配置する
3 年	3 月	『北海道教育大学所蔵逐次刊行物総合目録 1991 年版』刊行
4 年	4 月	学術情報センター ILL システムによる相互利用サービス開始
5 年	4 月	土曜日の時間外閲覧業務を実施する(全館)
6 年	8 月	釧路分館新築落成
7 年	3 月	図書館業務用電子計算機システム更新(富士通・ILIS) CD-ROM サーバシステム運用開始
	4 月	日曜日の時間外閲覧業務を実施する(中央館)
	5 月	オンライン目録検索(OPAC)サービス開始
	7 月	目録情報の遡及入力を開始する
	10 月	日曜日・祝日の時間外閲覧業務を実施する(岩見沢分館)
8 年	2 月	旭川分館書庫増設(電動書架設置)
	4 月	祝日の時間外閲覧業務を実施する(中央館)・日曜日の時間外閲覧業務を実施する(函館分館)
10 年	10 月	「北海道教育資料データベース」構築(副読本, 記念誌・沿革誌, 教科書の書誌データの入力を開始する)
	11 月	『北海道教育資料収集整備事業実施報告書』刊行
11 年	2 月	図書館情報システムをリコー・LIMEDIO(UNIX 版)に更新し, 閲覧管理業務, 図書・雑誌受入管理業務を開始する CD-ROM サーバシステム更新 「第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画」策定
	11 月	北海道教育大学創立 50 周年並びに大学院修士課程完成を記念し, 「北海道教育資料展」を開催する
13 年	3 月	ブックディテクション更新(中央館)
	4 月	文献複写料金徴収猶予電子的申請・許可システムの導入 平日の時間外閲覧業務時間の延長を実施する(中央館, 函館分館, 旭川分館) 文献画像伝送システム導入(10 月運用開始)
	10 月	平日の時間外閲覧業務時間の延長を実施する(釧路分館, 岩見沢分館)
14 年	3 月	「附属図書館の整備について(基本方針)」策定
	10 月	図書館利用者アンケート実施
15 年	2 月	「附属図書館中期目標・中期計画」策定 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Windows 版)
	3 月	ブックディテクション更新(函館分館, 旭川分館, 岩見沢分館)
	6 月	『附属図書館自己点検評価報告(図書館利用者アンケート集計結果)』公表
	10 月	電子ジャーナル利用に関するアンケートの実施
16 年	1 月	休業期間中の開館日, 開館時間を拡大する(全館) 携帯電話版 OPAC 公開
	3 月	自動貸出返却装置導入(中央館)
平成 16 年	3 月	ブックディテクション更新(釧路分館)

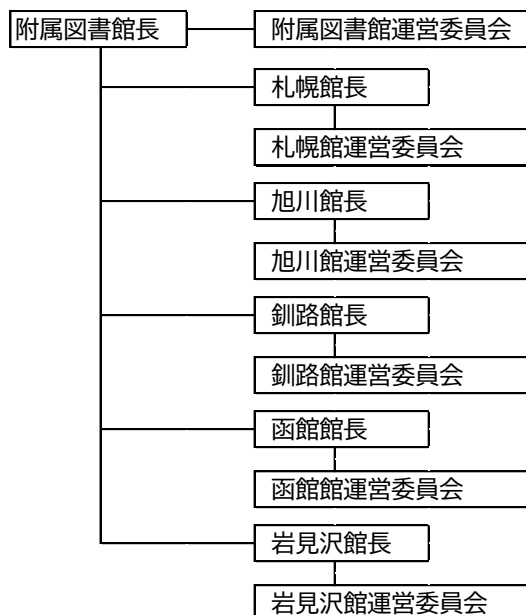
- 4月 国立大学法人北海道教育大学設置
組織改組により分館及び分室の呼称を廃止し、附属図書館の構成館を札幌館、函館館、旭川館、釧路館、
岩見沢館に改称する
組織改組により図書館事務部を廃止し、事務局学術情報室及び各校室学術情報グループを設置する
(係制を廃止し、グループ制を導入する)
- 6月 北海道地区大学図書館相互利用サービス加入
- 10月 「学術情報の集約化に関する検討会」の報告を受け、紀要発行事務を学術情報室が担当する
- 17年 4月 『第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画実施報告書』公開
- 18年 4月 マイライブラリ・サービス運用開始
- 6月 図書館利用者アンケート実施
- 19年 3月 『附属図書館自己点検評価中間報告書』刊行
- 4月 無線LANアクセスポイント設置(全館)
- 20年 3月 機関リポジトリシステム導入
国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則制定
- 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO)
- 6月 北海道教育大学学術リポジトリ試験公開
- 8月 図書館学外利用者アンケート実施
- 9月 文献画像伝送システム中止
- 10月 図書館利用者(学生・院生)アンケート実施
- 21年 1月 『図書館学外利用者アンケート調査実施報告書』公開
- 5月 リポジトリに関するアンケート調査実施
- 12月 電子ジャーナルに関するアンケート調査実施
- 22年 2月 北海道教育大学学術リポジトリ正式公開
- 3月 『電子ジャーナルに関するアンケート調査実施報告書』公開
- 22年 4月 Web 貸出サービス(北海道内学校(小中学校, 幼稚園, 高等学校, 教育支援学校)教諭対象郵送貸出サービス)
開始
- 9月 CD-ROM サーバシステム中止
- 12月 図書館入館システム導入(全館)
自動貸出返却装置導入(函館館, 旭川館, 釧路館, 岩見沢館)
// 更新(札幌館)
ブックディテクション更新(全館)
札幌館1階保存庫に電動書架増設
- 23年 1月 図書館利用者アンケート調査実施
- 2月 北海道教育大学附属図書館資料収書方針制定(館長裁定)
- 3月 『図書館利用者アンケート調査実施報告書』公開
各構成館資料収書方針制定
- 7月 図書館学生サポーター制度導入
- 24年 3月 『附属図書館第Ⅰ期中期目標・中期計画報告書(自己点検評価報告書)』公開
- 4月 附属図書館長の札幌館長の兼務を解く
- 25年 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Web 版)
- 9月 電動集密書架更新・改修(全館)
- 26年 3月 北海道教育大学附属図書館除籍要項制定
- 4月 事務局学術情報室学術情報グループを学術情報管理及び学術情報支援の2グループ制に変更する
- 27年 5月 図書館利用者アンケート調査実施

平成 27 年	7 月	『平成27年度図書館利用者アンケート調査実施報告書』公開
28 年	4 月	旭川館ラーニング・コモンズ開設
29 年	4 月	釧路館ラーニング・コモンズ開設
30 年	4 月	札幌館ラーニング・コモンズ開設
		図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO)
	6 月	附属図書館機能強化プロジェクト開始
	12 月	大学紀要/バックナンバー掲載論文のリポジトリ登録を開始する
31 年	1 月	フィルムライブラリー制の廃止
令和 元年	10 月	学外文献複写料金の改定
令和 2 年	3 月	自動貸出返却装置更新(旭川館, 釧路館, 函館館, 岩見沢館)
		国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス開始(札幌館)

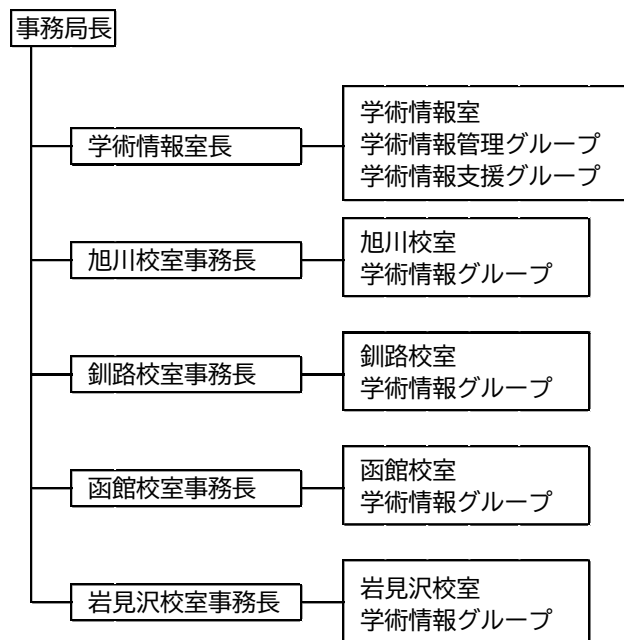
1. 組織

令和2年7月1日現在

(1) 附属図書館組織



(2) 事務組織



2. 附属図書館運営委員会

構成員	職名等	氏名	任期
委員長	附属図書館長・副学長(教授)	海老名 尚	R1.10.1 ~ R3.9.30
委員	札幌館長・教授	木村 賢一	R2.4.1 ~ R4.3.31
	旭川館長・教授	芝木 美沙子	H31.4.1 ~ R3.3.31
	釧路館長・教授	佐野 比呂己	H31.4.1 ~ R3.3.31
	函館館長・教授	内藤 一志	R2.4.1 ~ R4.3.31
	岩見沢館長・教授	杉山 喜一	R2.4.1 ~ R4.3.31
	札幌校・教授	戸田 弘二	H31.4.1 ~ R3.3.31
	旭川校・准教授	津田 拓郎	R2.4.1 ~ R4.3.31
	釧路校・教授	中川 雅仁	H31.4.1 ~ R3.3.31
	函館校・准教授	古地 順一郎	R2.4.1 ~ R4.3.31
	岩見沢校・准教授	福原 崇之	R2.4.1 ~ R4.3.31
	学術情報室長	田邊 千雪	H30.4.1 ~

3. 職員数(学術情報室・各校室学術情報グループ)

職員	室長	副室長	総括係長・係長	グループ職員	合計	担当延長開館要員
学術情報室	1				1	6
	1				1	
	2				2	
	1	2	3		6	
旭川校室	1				1	7
		1		2	3	
釧路校室		1			1	7
		1		2	3	
函館校室	1	1			2	6
			1	1	2	
岩見沢校室	1				1	8
		1		2	3	
合計	8	7	4	7	26	34

※国家公務員採用Ⅱ種試験(図書館学)および
国立大学法人等職員統一採用試験事務系(図書)採用者を含む

1. 主要事業等の概要

(1)北海道教育大学第 III 期中期目標・計画(図書館担当分の実施について)

第Ⅲ期中期目標・計画(図書館関係)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(2)教育の実施体制等に関する目標

3 学生の主体的・能動的学びを支援する環境整備に取り組む。

○ 中期計画番号8

学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニングコモンズの整備や e-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充等学修環境を整備する。

令和元年度附属図書館計画

札幌館、旭川館、釧路館のラーニングコモンズについて、平成30年度から実施しているラーニングコモンズを活用した図書館機能強化プロジェクト(大学院生サポーターの配置、講習会・セミナー・講座等の開催等)を引き続き実施することにより、利用促進を図る。また、ラーニングコモンズ未整備の函館館、岩見沢館については、設置計画実施への準備を整える。

令和元年度年度計画の実施状況

○ 取組内容

1. 旭川館・釧路館・札幌館におけるラーニングコモンズ利用促進

ラーニングコモンズ設置館では、その活用を促進するため、各種取り組みを行なっている。附属図書館長裁量経費「附属図書館機能強化プロジェクト」による事業計画に基づくもの、および随時企画のものがあり、実施状況は次頁のとおり。

2. 函館館・岩見沢館のラーニングコモンズ計画

函館館、岩見沢館とも、いまだ実現していないが、計画は毎年の精査を経て、概ね確定している。

○ 数値目標等に関する状況

令和元年度入館者数は、前年度と比較して札幌館 110%、旭川館 95%、釧路館 87%となった。ラーニングコモンズ開設前年度との比較では、札幌館158%(平成29年度比)、旭川館142%(平成27年度比)、釧路館97%(平成28年度比)であり、札幌館と旭川館は増加傾向を維持していると言える。釧路館の減少については、明確な原因は掴めていないが、講師異動の影響で多読資料の利用が低下したことが要因の一つとして考えられる。

○ 取組の総括

札幌館、旭川館、釧路館において、ラーニングコモンズを中心とした、図書館の活用促進を図るべく、昨年度に引き続き、附属図書館機能強化プロジェクトによる事業を計画、実施した。札幌館、旭川館は大学院生・学部4年生によるサポーターを配置し、ラーニングコモンズ運用で重要とされる人的支援の充実を実現しつつある。セミナー、講座をはじめとする各種催しの実施は、学生がラーニングコモンズを利用すること、及び活用方法を体感することのきっかけとなる取組として、一定の成果を得ている。

函館館、岩見沢館については、ラーニングコモンズ設置に向け、引き続き計画を精査し、準備を整えた。また、整備後を見据え、附属図書館機能強化プロジェクトによる事業を計画、実施した。

令和2年度年度計画

ラーニングコモンズ利用実態の定量的・定性的な評価方法を検討し、それに基づき、ラーニングコモンズ及び「図書館機能強化プロジェクト」の効果を検証するとともに、その結果を受けて、プロジェクトの見直しを行う。

また、ラーニングコモンズ未整備館については、引き続き、設置に向けて計画を整備する。

(2) 附属図書館機能強化プロジェクト等

構成館	内 容	実施時期
札幌館	ラーニングサポーター(大学院生)の配置	平成 31 年 4 月～令和 2 年 1 月
	ジャズ研究会による春のミニコンサート	平成 31 年 4 月 17 日
	ブックトーク「読書で『教師力』『人間力』を鍛える」(第 1・2 回)	令和元年 5 月 22 日・23 日
	[kapela](アカペラサークル)によるミニコンサート	令和元年 5 月 30 日
	ミニ講座「バイオメテックス～あなたの知らない生物の世界～」	令和元年 6 月 25 日
	「コーチング入門セミナー」	令和元年 7 月 2 日
	小澤輝真氏講演会「どんな人でも信じ抜く」	令和元年 7 月 19 日
	ブックトーク「読書で『教師力』『人間力』を鍛える」(第 3 回)	令和元年 10 月 30 日
	ミニ講座「子どもと哲学を 子どもが主体の道德教育」	令和元年 10 月 31 日
	「スーツ着こなし講座」	令和元年 11 月 28 日
	「将来について考えよう！」(ラーニングサポーター企画)	令和元年 11 月 28 日
	「カタリバで語ろう！～高校生との対話から得たこと考えたこと・活動紹介～」(ラーニングサポーター企画)	令和元年 12 月 4 日
	「プレゼンテーション実践講座」	令和元年 12 月 5 日
	『「エミール」読書会』(ラーニングサポーター企画)	令和元年 12 月 10 日
	「レポートや指導案の書き方について考えよう！」(ラーニングサポーター企画)	令和元年 12 月 23 日
	「大学院生と一緒に学ぼう！」(ラーニングサポーター企画)	令和元年 12 月 25 日
	ミニ講座「災害後のこころのケアについて考えよう」	令和 2 年 1 月 16 日
旭川館	学修・利用支援サポーターの配置	令和元年 5 月～令和 2 年 1 月
	講演会「発達障害について知ろう!!」(学生企画)	令和元年 12 月 9 日・23 日
釧路館	レポート・論文の書き方セミナー「教えて！レポートの書き方(基礎編)」	令和元年 8 月 5 日
函館館	学習成果物の収集・公開(地域プロジェクト成果発表会展示ポスター及び教育実習学習指導案のデジタルアーカイブ)	令和元年 7 月, 令和 2 年 2 月～3 月
岩見沢館	「レポート・論文の書き方:ベーシックセミナー」	令和元年 7 月 18 日
	学生選書ツアー	令和元年 6 月 7 日, 12 月 4 日
	『万年筆付きオリジナルカラーインク作り』ワークショップ	令和元年 11 月 27 日

(3) 図書館学生サポーター活動

構成館	活動内容	活動時期
旭川館	図書館利用促進のための検討及び広報活動	令和元年 5 月～令和 2 年 1 月
	選書ツアー(2 回実施)	令和元年 11 月, 12 月
釧路館	新入生歓迎企画展示「写真展:道東の自然に魅せられて」	令和元年 5 月
函館館	サポーターおすすめ本の企画展示(夏・秋・冬)	令和元年 8 月, 10 月, 12 月
岩見沢館	「夏」をテーマにした展示	令和元年 7 月
	「冬」をテーマにした展示	令和元年 11 月
	ポートフォリオ「岩教生のつくったもの展示中」	令和 2 年 1 月

2. 主な行事・会議等

開催日	行事・会議(会場等)
平成31年4月19日	第51回国立大学図書館協会北海道地区協会総会(北見工業大学)
令和元年5月15日	国立大学図書館協会春季理事会(平成30年度)(東京大学)
令和元年5月16日	北海道地区図書館協議会相互利用サービス事務担当者会議(藤女子大学)
令和元年6月5日	北海道地区大学図書館協議会幹事館会議(北海道大学)
令和元年6月20日～6月21日	第66回国立大学図書館協会総会(ホテルグランヴィア岡山:岡山大学)
令和元年6月26日	第1回附属図書館運営委員会(TV会議)
令和元年7月18日～7月19日	第50回国立教育系大学図書館協議会研究部会(上越教育大学)
令和元年8月21日	北海道地区大学図書館協議会幹事館会議(ホテルライフポート札幌)
令和元年8月21日	第69回北海道地区大学図書館協議会総会(ホテルライフポート札幌:札幌医科大学)
令和元年9月18日～9月20日	第2回附属図書館運営委員会(メール会議)
令和元年10月18日	第52回国立教育系大学図書館協議会総会(愛知教育大学)
令和元年11月22日	令和元年度国立大学図書館協会北海道地区協会事務部課室長会議(北海道大学)
令和2年1月22日	第3回附属図書館運営委員会(TV会議)
令和2年1月22日	北海道地区大学図書館協議会幹事館会議(北海道大学)
令和2年1月24日～1月28日	第4回附属図書館運営委員会(メール会議)
令和2年3月4日	北海道地区大学図書館協議会幹事館会議(北海道大学)
令和2年3月27日～3月30日	第5回附属図書館運営委員会(メール会議)

3. 各種研修等の受講状況

研修名	開催日	主催・会場	受講者数
第62回北海道地区大学図書館職員研究集会	令和元年8月2日	北海道地区大学図書館協議会 会場:北海道医療大学	札幌館2名 旭川館1名 釧路館1名 岩見沢館1名
2019年度北海道教育大学事務職員海外語学研修	令和元年9月1日～27日	北海道教育大学 会場:Cebu Blue Ocean Academy	札幌館1名
第60回北海道図書館大会	令和元年9月4日～5日	北海道図書館連絡会議・北海道立図書館 会場:札幌市教育文化会館	札幌館3名 函館館1名
令和元年度北海道地区大学図書館職員フレッシュ・パーソン・セミナー	令和元年9月12日～13日	国立大学図書館協会北海道地区協会 北海道地区大学図書館協議会 会場:北海道大学	札幌館1名 旭川館1名
2019年度図書館等職員著作権実務講習会	令和元年9月26日～27日	文化庁 会場:京都大学	岩見沢館1名
北海道地区私立大学図書館協議会 2019年度第2回業務研究会	令和元年10月25日	北海道地区私立大学図書館協議会 会場:藤女子大学	札幌館1名
北海道地区私立大学図書館協議会 2019年度第3回業務研究会	令和元年12月6日	北海道地区私立大学図書館協議会 会場:札幌国際大学	札幌館2名
国立大学図書館協会地区協会助成事業北海道地区協会令和元年度企画事業「明日から実践できる!図書館職員のための英語講座」	令和2年2月14日	国立大学図書館協会北海道地区協会 会場:北海道大学	札幌館2名 旭川館1名

1. 利用対象者数(令和2年5月1日現在)

区 分		人 数	
学 生 数	学部	5,039	(6)
	大学院	189	(16)
	教職大学院	64	
	養護教諭特別別科	36	
	研究生	12	(10)
	科目等履修生(学部)	7	
	科目等履修生(大学院)	4	
	特別聴講生	35	(34)
	小 計	5,386	(66)
教 職 員 数	教員, 役員	366	
	教員(非常勤)	723	
	事務系職員	224	
	小 計	1,313	
合 計		6,699	(66)

()は外国人留学生で内数

2. 開館日数(令和元年度)

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館
平日	233	227	234	234	231
夜間	226	221	227	227	225
土曜	42	40	45	42	41
日曜・祝日	58	54	57	57	49
総日数	333	321	336	333	321

3. 入館者数(令和元年度)

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
平日	68,523	51,120	21,850	32,797	21,290	195,580
夜間	8,094	12,123	5,283	7,611	3,246	36,357
土曜	1,493	2,693	1,267	1,336	496	7,285
日曜・祝日	1,519	3,030	1,724	1,674	631	8,578
総日数	79,629	68,966	30,124	43,418	25,663	247,800

4. 館外貸出(令和元年度)

構成館	教職員		学生		大学院生		学外者		合 計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
札幌館	1,123	3,168	6,103	13,480	742	2,393	463	1,444	8,431	20,485
旭川館	436	1,021	6,055	13,280	486	1,477	154	528	7,131	16,306
釧路館	532	2,165	4,439	11,132	264	751	254	849	5,489	14,897
函館館	528	1,498	5,287	11,830	204	419	338	1,147	6,357	14,894
岩見沢館	385	1,171	3,639	9,449	184	839	113	338	4,321	11,797
合 計	3,004	9,023	25,523	59,171	1,880	5,879	1,322	4,306	31,729	78,379

※構成館間貸出を含む

5. 参考業務利用件数(令和元年度)

構成館	利用者別人数				業務内容別件数				計
	教職員	学生	大学 院生	学外者	文献所 在調査	事項 調査	利用 案内	その他	
札幌館	19	198	18	68	117	17	169	0	303
旭川館	79	456	16	179	405	231	83	11	730
釧路館	31	281	16	61	110	97	182	0	389
函館館	2	98	4	20	22	2	100	0	124
岩見沢館	40	561	12	31	55	7	582	0	644
合 計	171	1,594	66	359	709	354	1,116	11	2,190

6. 情報リテラシー教育実施件数(令和元年度)

構成館	実施回数	参加人数
札幌館	21	339
旭川館	15	372
釧路館	10	50
函館館	11	176
岩見沢館	22	363
合 計	79	1,300

7. 文献複写件数(令和元年度)

構成館	学 内		学 外			
	受付 件数	依頼 件数	受付件数		依頼件数	
			他大学	その他	他大学	その他
札幌館	262	69	320	60	341	20
旭川館	52	172	68	18	372	20
釧路館	79	60	59	0	168	10
函館館	115	200	142	21	528	111
岩見沢館	34	40	62	5	145	9
合 計	542	541	651	104	1,554	170

8. 図書館間相互貸借件数(令和元年度)

構成館	学 外	
	貸出冊数	借用冊数
札幌館	113	80
旭川館	31	105
釧路館	34	63
函館館	62	150
岩見沢館	58	22
合 計	298	420

9. 電子資料利用件数(令和元年度)

データベース	検索件数
CiNii	164,734
ERIC	177
PsycINFO	422
北海道新聞記事データベース	1,381
聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)	3,550
ヨミダス歴史館(読売新聞)	4,369
ジャパンナレッジ Lib	3,655
ざっさくプラス	1,123

電子ジャーナル	閲覧件数
ScienceDirect	5,997
SpringerLink	2,956

電子ブック	閲覧件数
Maruzen eBook Library	655
EBSCOhost eBook collection	20

1. 分類別蔵書冊数(令和2年3月31日現在)

区 分		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	計	合計
000 総 記	和書	16,939	5,246	9,164	32,107	4,280	67,736	74,341
	洋書	2,687	1,166	896	1,355	501	6,605	
100 哲 学	和書	15,960	13,014	11,315	15,390	7,327	63,006	75,784
	洋書	3,771	3,308	1,850	2,804	1,045	12,778	
200 歴 史	和書	25,443	18,047	20,957	20,532	8,564	93,543	100,521
	洋書	2,096	1,566	1,312	1,392	612	6,978	
300 社 会	和書	69,452	54,404	59,096	52,980	35,073	271,005	295,502
	洋書	9,084	4,770	3,339	5,542	1,762	24,497	
400 自 然	和書	26,129	21,589	19,878	17,555	11,539	96,690	110,851
	洋書	4,898	3,542	1,976	2,574	1,171	14,161	
500 工 学	和書	7,875	5,336	6,254	7,406	3,643	30,514	32,225
	洋書	841	225	257	210	178	1,711	
600 産 業	和書	6,598	3,454	4,143	4,718	3,069	21,982	22,946
	洋書	499	103	109	171	82	964	
700 芸 術	和書	14,387	13,503	12,414	12,317	22,751	75,372	83,221
	洋書	2,038	843	847	1,091	3,030	7,849	
800 語 学	和書	10,322	6,116	6,593	10,422	3,106	36,559	51,307
	洋書	5,413	1,634	2,272	4,379	1,050	14,748	
900 文 学	和書	28,283	21,261	27,271	28,553	13,905	119,273	137,566
	洋書	4,916	2,691	3,576	5,210	1,900	18,293	
製本雑誌	和書	13,803	7,030	6,159	4,615	960	32,567	46,868
	洋書	493	6,402	3,239	4,065	102	14,301	
合 計	和書	235,191	169,000	183,244	206,595	114,217	908,247	1,031,132
	洋書	36,736	26,250	19,673	28,793	11,433	122,885	
	計	271,927	195,250	202,917	235,388	125,650	1,031,132	

2. 雑誌所蔵種類数(令和2年3月31日現在)

構成館	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
和雑誌	5,699	5,133	4,053	5,851	1,087	21,823
洋雑誌	229	694	528	869	74	2,394
合 計	5,928	5,827	4,581	6,720	1,161	24,217

3. 受入資料数(令和元年度)

受入資料		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
和書	購入	2,249	967	1,637	1,565	507	6,925
	寄贈	390	949	266	354	178	2,137
	その他	0	175	9	0	108	292
洋書	購入	853	25	26	25	57	986
	寄贈	93	18	53	22	4	190
	その他	0	0	0	0	0	0
教科書・ 教師用指 導書	購入	125	112	47	50	16	350
	寄贈	35	297	0	0	0	332
	その他	0	0	0	0	0	0
北海道 教育資料	購入	0	0	0	0	0	0
	寄贈	0	1	1	7	0	9
	その他	0	0	0	0	0	0
視聴覚 資料	購入	6	75	10	10	23	124
	寄贈	4	4	6	17	17	48
	その他	0	2	1	0	0	3
合 計		3,755	2,625	2,056	2,050	910	11,396

4. 雑誌・新聞受入種類数(令和元年度)

構成館	和雑誌		洋雑誌		日本語新聞		外国語新聞		合 計
	購入	寄贈・その他	購入	寄贈・その他	購入	寄贈・その他	購入	寄贈・その他	
札幌館	228	230	13	1	11	3	1	0	487
旭川館	180	146	4	1	8	3	1	0	343
釧路館	159	122	12	2	10	3	1	0	309
函館館	197	266	14	5	10	1	4	1	498
岩見沢館	76	0	11	0	6	1	1	0	95
合 計	840	764	54	9	45	11	8	1	1,732

5. 視聴覚資料所蔵件数(令和2年3月31日現在)

資料種別	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
マイクロ資料	630	0	0	160	195	985
カセットテープ	0	67	3	128	3	201
ビデオテープ	1,450	857	203	1,169	441	4,120
スライド	0	0	0	19	0	19
CD	41	311	341	1,006	3,561	5,260
LD	139	0	0	44	0	183
DVD	1,342	1,318	1,433	1,777	1,637	7,507
ブルーレイ	0	56	0	1	101	158
レコード	0	6	0	0	2,442	2,448
映像フィルム	0	0	0	0	11	11
機械可読メディア	49	332	55	50	116	602
合 計	3,651	2,947	2,035	4,354	8,507	21,494

6. 電子資料(令和元年度)

電子ジャーナル	ScienceDirect 約2,280タイトル
	SpringerLink 約1,600タイトル
オンラインデータベース	ERIC
	PsycINFO
	ざっさくプラス
	ジャパンナレッジ Lib
新聞データベース	北海道新聞記事データベース
	聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞データベース)
	ヨミダス歴史館(読売新聞データベース)
電子ブック	International Encyclopedia of Education (3 rd ed.)
	Maruzen eBook Library 674タイトル
	EBSCOhost eBook collection 75タイトル

7. 資料購入経費(令和元年度)

(千円)

資料種別	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
図 書	4,661	2,139	3,070	3,257	1,591	14,718
逐次刊行物	2,227	1,330	1,436	4,017	1,245	10,255
視聴覚資料	150	466	262	166	199	1,560
教科書・教師用指導書	301	193	82	122	40	738
電子ジャーナル	2,917	0	0	0	0	2,917
データベース	4,042	0	0	0	171	4,213
電子ブック	467	0	0	0	0	150
その他	190	0	0	93	0	283
合 計	14,955	4,128	4,850	7,655	3,246	34,834

8. 附属図書館コレクション

所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
全館	教科書	日本国内の教科書資料を収集したもの。往来物、現行検定制度以前の教科書、現行検定制度下の教科書、約 10 万冊。 
	北海道教育資料	昭和 52 年度策定「北海道教育資料収集整備計画」に基づいて収集した、北海道内の小学校及び中学校の教育現場で使用された資料。学校教育に関する研究報告、教育行政資料、教科書関係資料、学校・教育機関団体の沿革史・記念誌、教育家に関する資料、児童・生徒の文集・生活記録、本学に関する資料、僻地教育に関する資料等、約 8 万点。
札幌館	沖垣資料	沖垣寛(北海道師範学校(札幌校の前身)大正 2 年卒業)元小樽市緑国民学校長の旧蔵資料。昭和 46 年に遺族から札幌館に寄贈されたもの。沖垣氏は、芦田恵之助に師事した国語教育実践者として著名である。資料はノート、原稿、日記、著書など約 500 点。
	飛島寛治氏旧蔵資料	昭和 8 年から昭和 34 年まで北海道庁立小樽水産高等学校長を務めた飛島寛治氏の旧蔵資料。小樽水産高等学校に関する資料のほか、実業教育関係、『北海道教育史』編纂資料、道内教育行政資料、教科書等、飛島氏の直筆原稿やノート類を含む約 1,370 点。
	安孫子孝次氏旧蔵資料	昭和 31 年から昭和 35 年まで北海道教育委員会委員を務めた安孫子孝次氏の旧蔵資料。北海道教育委員会関係の資料約 600 点。

9. 大型コレクション

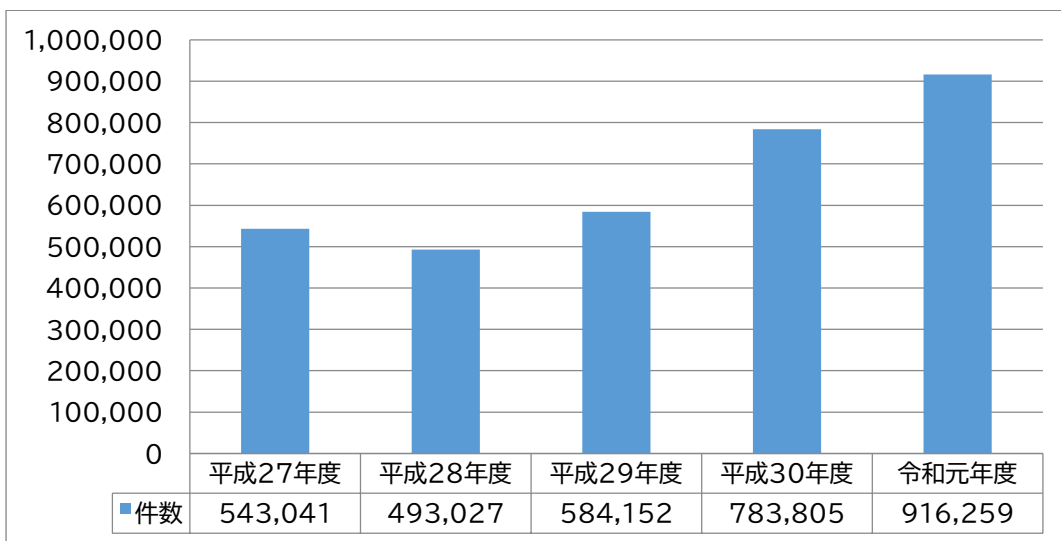
文部省(現文部科学省)「大型コレクション収集計画」に基づき本学附属図書館が収集した資料。

年度	所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
昭 55 外国 資料	札幌館	19世紀英国議会審議 関連資料集成・ 教育関係の部	”Irish University Press Series of British Parliamentary Papers 1801-1899, Blue Books in 1,000 Vols”うち Education の75冊。 ・Education General 46 冊 ・Poorer Classes 9 冊 ・British Museum 4 冊 ・Public Libraries 2 冊 ・Fine Art 6 冊 ・Scientific Technicals 8 冊
昭 58 外国 資料	函館館	英国教育史関係 コレクション	19世紀後半から現代に至る英国の教育に関するモノグラフ427冊。 ・高等教育 68冊 ・教授法 202 冊 ・人物研究 65冊 ・評価/測定 31冊 ・宗教教育 19冊 ・教育社会学 42冊
昭 60 国内 資料	札幌館	資料労働運動史	労働省労務行政研究所が編刊した労働運動史研究の基本史料。昭和20年から昭和55年までの全35巻
昭 63 外国 資料	岩見沢 館	全米記録文書 所在目録	National Inventory of Documentary Sources in the United States 全米の主要図書館、文書館、歴史協会及び大学等に所蔵されている文書、手紙、記録等の記録文書の所在目録。マイクロフィッシュ 10,900 枚
平 4 国内 資料	札幌館	物語文学資料集成 (マイクロ版)	静嘉堂文庫及び大東急記念文庫が所蔵する古典籍。 ・静嘉堂文庫所蔵 物語文学集成 318 リール ・大東急記念文庫所蔵 古写古版物語文学総瞰 付: 随筆・日記・紀行 80 リール
平 7 国内 資料	札幌館	古辞書集成 (マイクロ版)	静嘉堂文庫が収蔵する平安時代及び中世に編纂された古辞書類の写本・版本や類書に、国語学者による近世から明治初期に至る辞書・類書・研究書を加えたコレクション 178 リール。
		松井簡治蒐集 国語学資料集成 (マイクロ版)	『大日本国語辞典』の著者である松井簡治博士の旧蔵書のうち、江戸時代から明治時代の国語学研究の基礎資料 54 リール。

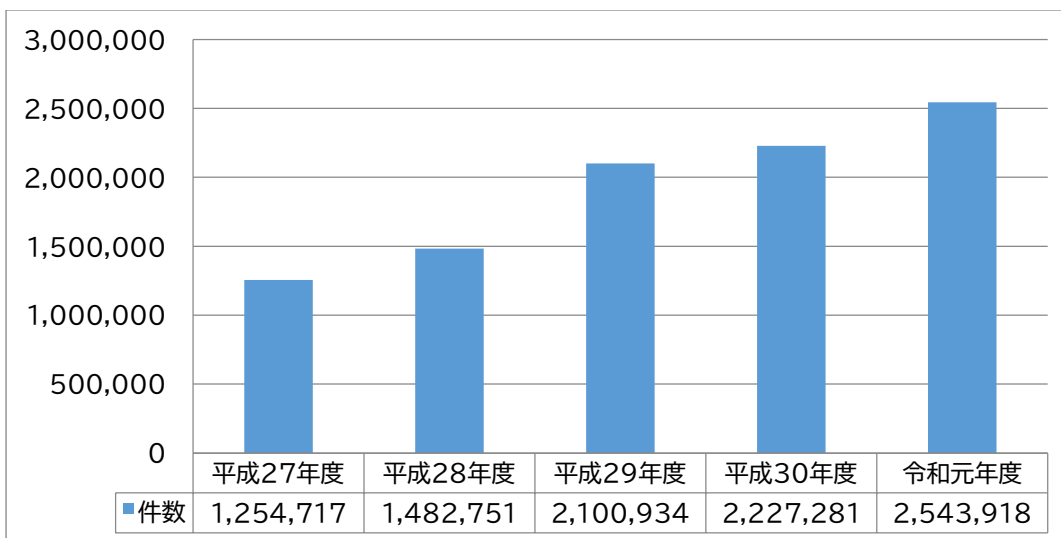
1. 登録コンテンツ数(令和2年3月31日現在)

種 類	書誌件数	本文件数(内数)
学術論文雑誌	85	70
研究報告書	61	61
図書	10	9
紀要論文	8,043	6,252
会議発表用資料	5	4
教材	16	16
一般雑誌記事	5	4
その他	1,453	1,436
合 計	9,678	7,852

2. コンテンツ・ダウンロード件数



2. サイト・アクセス数



1. 開館時間及び休館日

構成館	開館時間		休 館 日
	月曜日～金曜日	土・日曜日・祝日	
札幌館	8:30～22:00	10:00～17:00	年末・年始(12月29日～1月3日), 入学試験日, その他図書整理, 行事等 による臨時休館
旭川館			
釧路館			
函館館			
岩見沢館	8:30～21:00		

※札幌館については, 改修工事に伴い, 令和2年7月から令和3年3月まで仮設図書室での臨時開館(平日8:30～17:00)となります。

2. 資料の貸出

利用者区分	館外貸出		構成館間貸出	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内	5冊以内	30日以内
大学院生等	20冊以内	30日以内	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内	10冊以内	30日以内
職 員	10冊以内	14日以内	5冊以内	30日以内
利用を申し出た学外者	5冊以内	14日以内	—	—

※札幌館については, 改修工事期間中, 学外者の利用はできません。

3. 各種サービス

サービス	内 容
レファレンスサービス	利用案内, 文献所在調査, 事項調査の支援
文献複写・現物借用	所蔵していない資料の複写及び図書の取り寄せサービス
マイライブラリ	オンラインによる図書貸出状況確認, 文献複写・図書借用申込, 貸出予約の受付サービス(本学学生・教職員限定 ※要利用申請)
図書館ガイダンス	図書館で提供しているデータベースや電子ジャーナルの検索方法, 文献入手に関するガイダンス
学生希望図書申込	学修上必要な図書の購入申込
無線 LAN(Wi-Fi)	ノートパソコンやスマートフォンからインターネットへの接続サービス(本学学生・教職員限定)
利用紹介状の発行	他大学図書館等の利用に必要な場合に発行
一般市民への公開	一般市民の調査・研究・学習等を支援するための館内閲覧, 館外貸出, 情報検索及び参考調査等のサービス
Web 貸出サービス	北海道内学校勤務教員(小中学校, 高等学校, 幼稚園, 特別支援学校)を対象とした郵送等による資料貸出サービス

1. 施設一覧

構成館	所在地	電話・FAX
札幌館 (本館)	〒002-8503 札幌市北区あいの里5条3丁目1番6号	電話 (011)778-0284 (事務室) (011)778-0288 (閲覧室) FAX (011)778-7052
旭川館	〒070-8621 旭川市北門町9丁目	電話 (0166)59-1234 (事務室) (0166)59-1235 (閲覧室) FAX (0166)59-1244
釧路館	〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号	電話 (0154)44-3240 (事務室) (0154)44-3243 (閲覧室) FAX (0154)44-3244
函館館	〒040-8567 函館市八幡町1番2号	電話 (0138)44-4228 (事務室) (0138)44-4231 (閲覧室) FAX (0138)44-4381
岩見沢館	〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番地1	電話 (0126)32-0238 (事務室) (0126)32-0240 (閲覧室) FAX (0126)32-0253

2. 施設面積(令和2年4月1日現在)

(㎡)

構成館	閲覧 スペース	視聴覚 スペース	学習室等	書庫	事務室	その他	計(延面積)
札幌館	1,318	108	98	404	265	452	2,645
旭川館	564	26	272	576	43	326	1,807
釧路館	796	2	272	390	77	820	2,357
函館館	885	29	0	785	99	218	2,016
岩見沢館	553	7	131	214	84	46	1,035
合 計	4,116	172	773	2,369	568	1,862	9,860

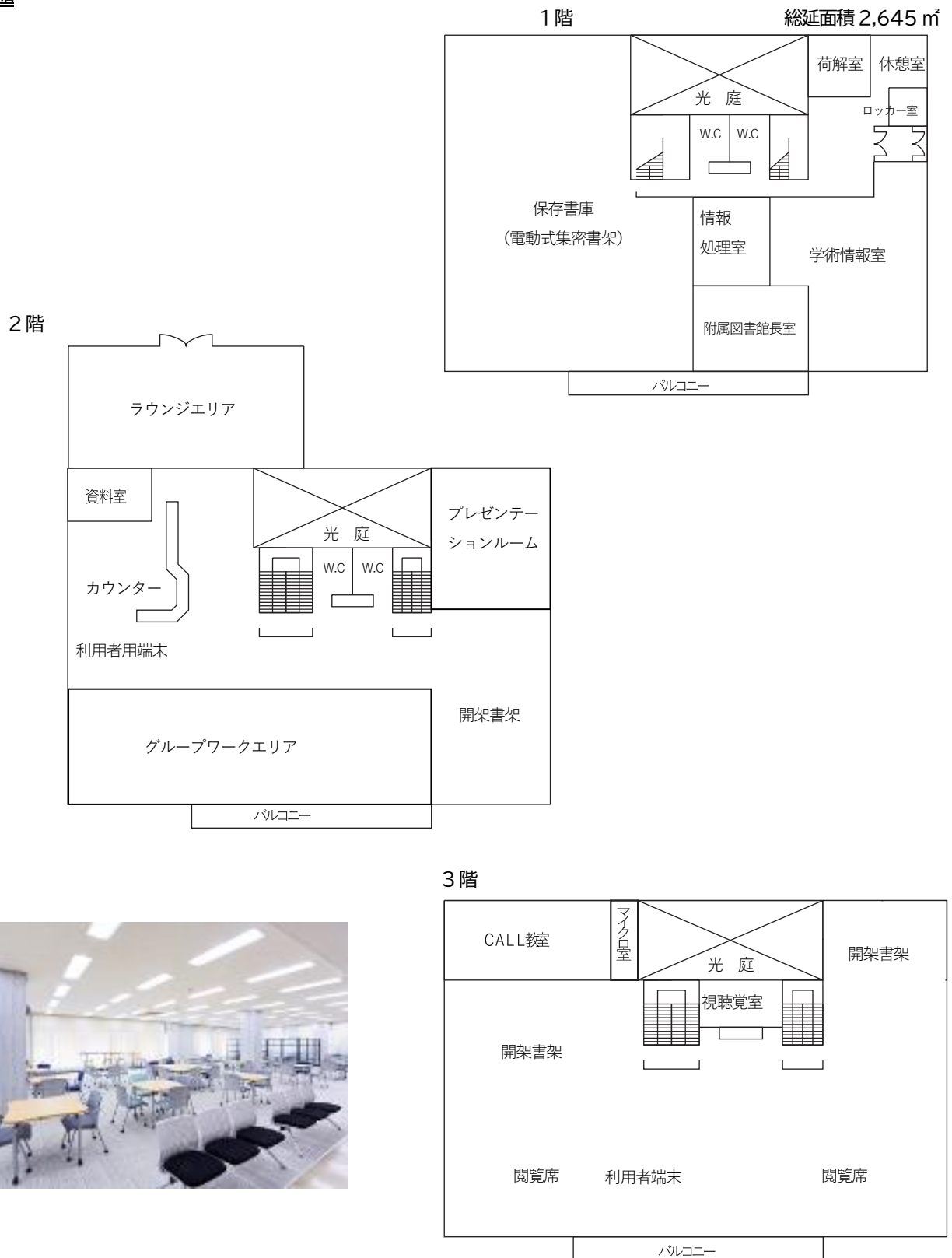
3. 設備(令和2年4月1日現在)

構成館	閲覧機 台数	閲覧 座席数	棚板延長(㎡)	書架収容 可能冊数	電動式 集密書架	入館管理 システム	ブックディ テクション	自動貸出 返却装置	電子 掲示板
札幌館	170	277	8,790	244,167	有	有	有	1	2
旭川館	100	162	6,417	178,250	有	有	有	1	2
釧路館	18	140	7,590	210,833	有	有	有	1	2
函館館	35	144	8,643	240,000	有	有	有	1	2
岩見沢館	41	102	6,046	168,000	有	有	有	1	2
合 計	364	825	37,486	1,041,250	-	-	-	5	10

4. 視聴覚機器保有台数(令和2年4月1日現在)

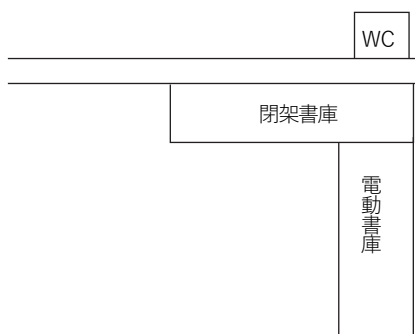
機 器 名	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
マイクロフィルムリーダー・プリンター	1	0	0	1	0	2
DVD プレーヤー	2	1	3	2	0	8
ブルーレイプレイヤー	3	3	2	2	5	15
ビデオデッキ	3	1	2	2	1	9
CD・LD プレーヤー	2	0	1	4	1	8
レコードプレイヤー	0	0	0	0	2	2
テープレコーダー	0	1	1	1	0	3
プロジェクタ付電子黒板	0	5	1	0	0	6
ボディソニック	0	0	0	1	0	1
大型モニター	1	0	2	0	0	3

5. 各館平面図

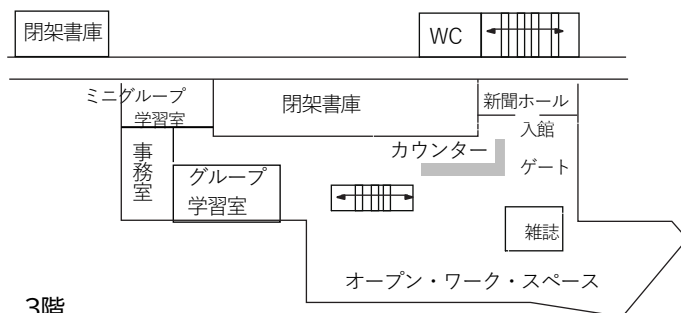
札幌館

旭川館

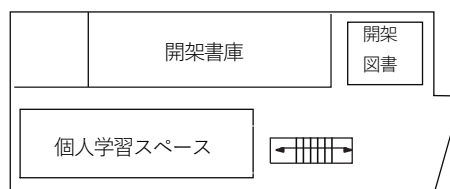
1階



2階

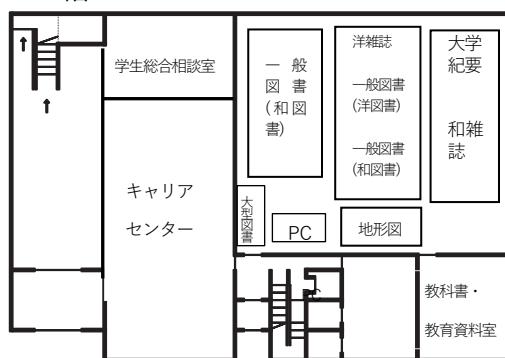
総延面積 1,807 m²

3階

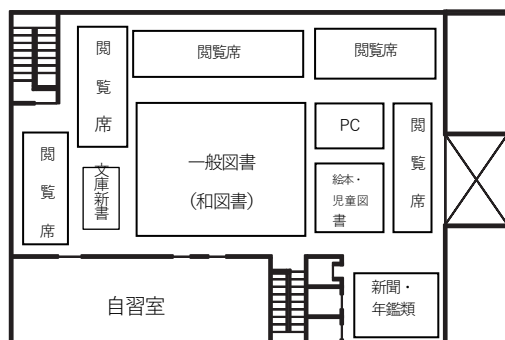


釧路館

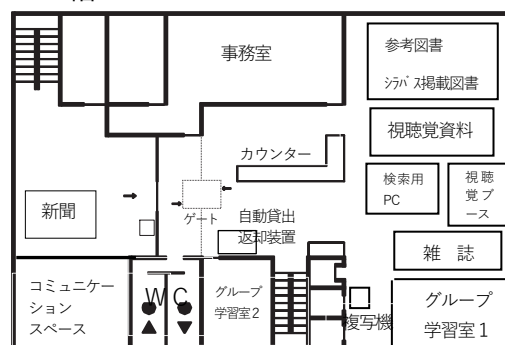
1階

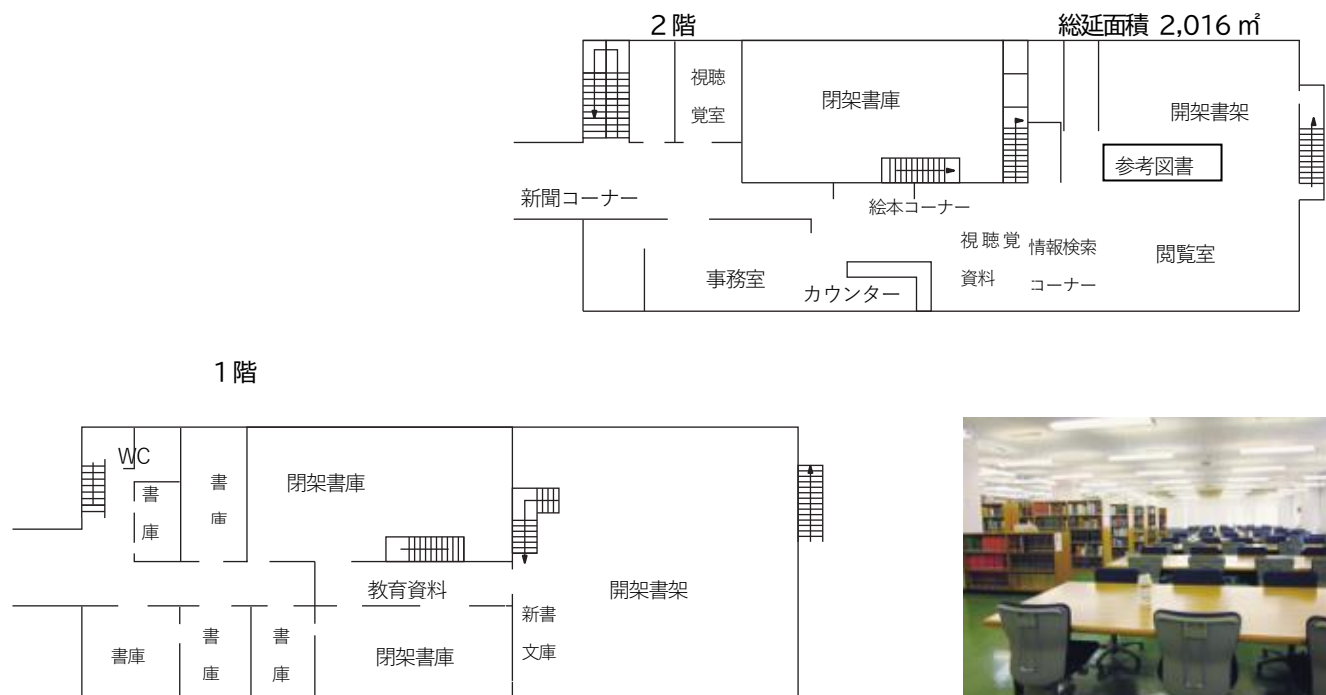
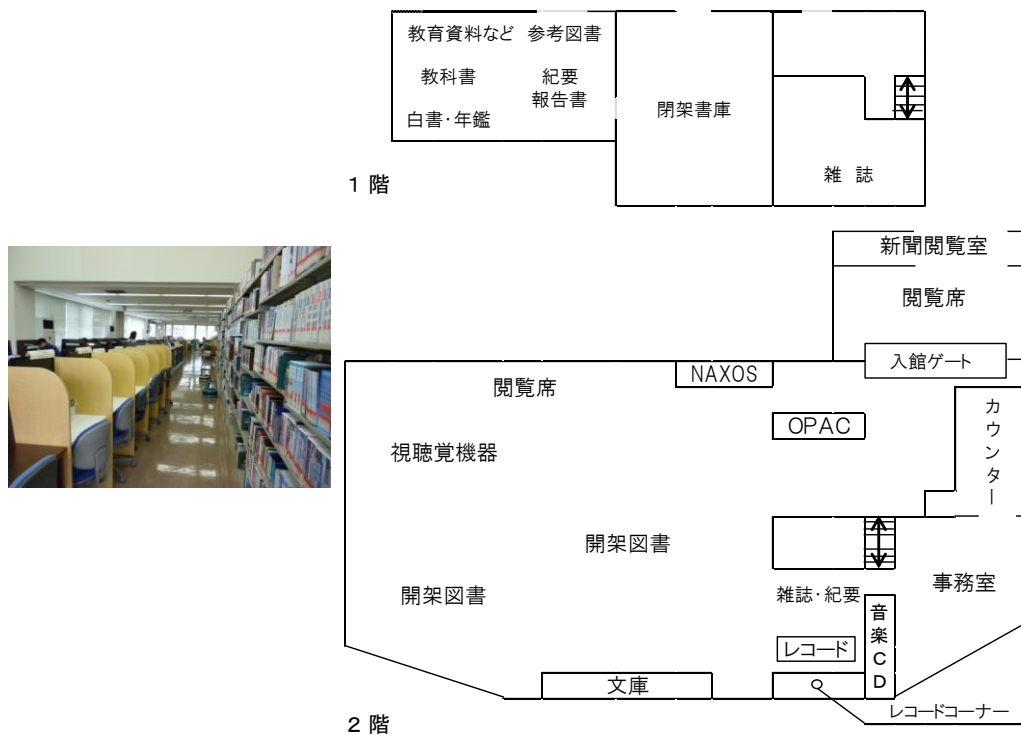


3階



2階

総延面積 2,357 m²

函 館 館岩 見 沢 館総延面積 1,035 m²

北海道教育大学附属図書館規則

制定 平成16年4月1日
平成16年規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号。以下「運営規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は学生、職員、研究者及び地域の人々が必要とする学術情報資源を収集、組織化、保存、提供し、かつ、新たな価値を創生することによって、本学における教育研究活動を支援するとともに、国内外並びに地域社会における学術研究の進展及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(構成館)

第3条 附属図書館に、これを構成する館として、札幌館、旭川館、釧路館、函館館及び岩見沢館(以下「構成館」という。)を置く。

(館長)

第4条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、学長を助け、附属図書館に関する業務をつかさどる。

(構成館長)

第5条 構成館に、その長として、札幌館長、旭川館長、釧路館長、函館館長及び岩見沢館長(以下「構成館長」という。)を置く。

- 2 構成館長は、館長を補佐し、当該構成館の業務を掌理する。
- 3 館長は、構成館所在校の教授のうちから、構成館長候補者を学長に推薦し、学長が任命する。
- 4 構成館長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の構成館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属図書館運営委員会)

第6条 附属図書館に、附属図書館の円滑な運営を図るため、附属図書館運営委員会を置く。

- 2 附属図書館運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 館長
 - (2) 構成館長
 - (3) 各校から選出された第9条第2項第2号の構成館運営委員会委員 各1人
 - (4) 学術情報室長

3 附属図書館運営委員会は、附属図書館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 予算及び施設に関する事項
- (5) 構成館に共通の事業に関する事項
- (6) 構成館所蔵資料の共同利用の事業に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

4 附属図書館運営委員会に委員長を置き、館長をもって充て

る。

- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した構成館長が、その職務を代理する。
- 6 附属図書館運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員は、やむを得ない事由により出席できないときは、委員長に申し出て代理者を出席させることができる。
- 9 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を附属図書館運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 附属図書館運営委員会に、特別の事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 附属図書館運営委員会に関する庶務は、学術情報室において処理する。

(構成館運営委員会)

第9条 構成館の円滑な運営を図るため、構成館に、それぞれ構成館運営委員会を置く。

- 2 構成館運営委員会は、当該校の次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 構成館長
 - (2) 教員 若干人
 - (3) 各校室事務長(札幌館にあつては、学術情報室長)
- 3 構成館運営委員会は、当該構成館に関する次の事項を審議する。
 - (1) 運営の基本に関する事項
 - (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
 - (3) 規則の制定改廃に関する事項
 - (4) 配分予算及び施設に関する事項
 - (5) その他必要と認められる事項

4 この条に定めるもののほか、構成館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の漏えい防止)

第10条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第6条第5号で規定する個人情報という。)については、国立大学法人北海道教育大学保有個人情報管理規則(平成16年規則第165号)の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、学長が行う構成館長の選考については、第5条第5項中「教授」とあるのは「教授又は助教授」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月30日平成18年規則第63号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日平成22年規則第41号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日平成23年規則第1号)
この規則は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成23年8月24日平成23年規則第42号)
この規則は、平成23年8月27日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第69号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則(平成27年6月2日平成27年規則第25号)
- 1 この規則は、平成27年6月2日から施行し、第5条第3項及び第6条第2項第3号を除き、平成27年4月1日から適用する。
 - 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の規則によって、構成館長として任命された者(同日に任期満了となる者を除く。)は、この規則の第5条第3項の規定により任命された構成館長とみなす。
 - 3 この規則の施行日の前日において、改正前の規則によって図書館運営委員会委員として選出された委員は、この規則により附属図書館運営委員会委員として選出された委員とみなし、その任期は、施行日の前日に図書館運営委員会委員として任命されていた期間の終期までとする。

北海道教育大学附属図書館利用内規

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号)第11条の規定に基づき、附属図書館の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「利用」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館資料の館内閲覧、館外貸出及び構成館間貸出
- (2) 参考調査
- (3) 文献複写
- (4) 相互利用
- (5) 附属図書館の機器及び施設の利用

2 この内規において「図書館資料」とは、附属図書館が所蔵する次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

3 この内規において「利用者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 北海道教育大学(以下「本学」という。)の学部学生及び館長又は構成館長(以下「館長等」という。)がこれに準ずると認めた者(以下「学部学生等」という。)
- (2) 本学の大学院生及び館長等がこれに準ずると認めた者(以下「院生等」という。)
- (3) 本学の教職員及び館長等がこれに準ずると認めた者(以下「教職員等」という。)
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 附属図書館の利用を申し出た学外者(図書館利用証)

第3条 附属図書館を利用しようとする者には、申し出により、図書館利用証を交付する。ただし、前条第3項第1号及び第2号に掲げる者は、学生証を図書館利用証とすることができる。

2 図書館利用証を紛失した者は、直ちに届け出、再交付を希望するときは、所定の手続により、再交付を受けることができる。

3 図書館利用証は、他人に転貸してはならない。この場合において、転貸により生じた事故の責めは、本人が負うものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

開館時間	平日	8時30分～22時00分 (岩見沢館にあっては、 8時30分～21時00分)
	国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日	10時00分～17時00分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)	
	入学試験、定期試験及び諸行事等の実施に伴い休館する日	
	館内図書整理等に伴い臨時に休館する日	

(館内閲覧)

第5条 利用者は、各構成館閲覧室等で当該構成館の図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、次に掲げる図書館資料については、所定の手続きを経て、閲覧することができる。

- (1) 書庫に所蔵する図書館資料
- (2) 貴重資料
- (3) 電子的資料

2 館長等は、閲覧室が非常に混雑している場合等、学生の学習及び教員の教育研究に支障をきたすおそれがあると認めたときは、図書館資料の閲覧を制限することができる。

(閲覧資料の制限)

第6条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料の原資料を利用に供することにより、当該原資料の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は附属図書館において当該原資料が現に使用されている場合
- (2) 個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合で、当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件にしている場合の当該期間が経過するまでの間
- (3) 情報公開法第5条第1号及び第2号に規定する情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(館外貸出)

第7条 利用者は、所定の手続きを経て、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めたときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内
院生等	20冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内
職員	10冊以内	14日以内
利用を申し出た 学外者	5冊以内	14日以内

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めたとき。

(構成館間貸出)

第8条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号までに掲げる者は、所定の手続きを経て、他の構成館から図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めたときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	5冊以内	30日以内
院生等	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	10冊以内	30日以内
職員	5冊以内	30日以内

※貸出期間には、搬送に要する日数を含む。

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ 新着図書(受入日から1月未満のもの)
- カ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めたとき。

(参考調査)

第9条 利用者は、学習、教育又は研究のために必要な文献調

査及び情報の提供を依頼することができる。

(文献複写)

- 第10条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、所定の手続により、文献複写を依頼することができる。
- 2 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等及び他の構成館が所蔵する資料の複写を依頼することができる。
- 3 本学の文献複写料金は、学内の構成館間の依頼でその経費を移算するものを除き、次のとおりとし、送料は、実費を徴収するものとする。

利用者区分	電子式複写(A3判以下)1枚につき	
	モノクロ	カラー
学内	20円	35円
学外	40円	70円

(相互利用)

- 第11条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等への訪問利用及び他の機関の図書館等が所蔵する資料の利用について斡旋を依頼することができる。
- 2 他の機関の図書館等から、利用の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずるものとする。
- 3 資料の利用にあたり、図書館間の現物貸借に伴う送料は、特別の定めがない限り、実費を徴収するものとする。

(研究室備付資料)

- 第12条 教員は、第7条にかかわらず、研究費等の経費によって購入した図書館資料を、研究室等に備え付けることができる。
- 2 教員は、前項により備え付けた図書館資料を必要としなくなったとき又は退職、転任等により、その身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。
- 3 研究室備付資料のうち、利用者から利用の申し出があったものは、支障のない限り利用に供するものとする。

(弁償責任)

- 第13条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を汚損若しくは亡失したとき又は附属図書館の施設若しくは機器に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(利用規律)

- 第14条 利用者は、附属図書館の利用に当たっては、図書館職員の指示に従わなければならない。
- 2 館長等は、図書館職員の指示に従わない者又はこの内規に違反した者に対し、利用を禁止することができる。

(雑則)

- 第15条 利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- 2 この内規に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成23年3月29日)

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成23年4月26日)

この内規は、平成23年4月26日から施行する。

附則(平成27年2月24日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月25日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年9月26日)

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則

制定平成 20 年 3 月 21 日
平成 19 年規則第 92 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)に、本学における教育研究活動等の成果物(以下「コンテンツ」という。)を収集し、電子的に蓄積・保存し、及びネットワークを通じて学内外に公開するため、学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)を置く。

(統括責任者)

第 2 条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(委員会)

第 3 条 リポジトリの管理運営に関する事項を審議するため、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成 26 年規則第 25 号)第 26 条第 2 項に基づき、北海道教育大学学術リポジトリ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 各構成館長
- (3) 学長が指名する教員 1 人
- (4) 学術情報室長
- (5) その他統括責任者が必要と認めた者 若干人

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) リポジトリの構築、運用及び推進に関すること。
- (2) リポジトリの広報、公開及び実施計画に関すること。
- (3) リポジトリと関連データベース等との連携に関すること。
- (4) リポジトリと関連組織等との連携に関すること。
- (5) その他リポジトリに関し必要な事項

4 第 2 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

8 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提供資格者)

第 4 条 リポジトリにコンテンツを提供できる者(以下「提供資格者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍した役員及び教職員その他これに準ずる者
- (2) 本学に在籍する、又は在籍した大学院学生
- (3) その他委員会が特に認めた者

(登録できるコンテンツ)

第 5 条 リポジトリにおいて登録することができるコンテンツは、原則として次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供資格者が本学在籍中に単独又は他の者と共同で作成した教育研究成果であること。
- (2) 公開等を行うことについて、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (3) その他公開等を行うことについて問題が生じないものであること。

(コンテンツの提供及び登録)

第 6 条 コンテンツを提供しようとする者は、北海道教育大学学術リポジトリ登録許諾書(別記様式)を添えて、コンテンツを統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、著作権等を確認のうえ、コンテンツをリポジトリに登録するものとする。

(コンテンツの利用)

第 7 条 統括責任者は、リポジトリに登録されたコンテンツを次に掲げる方法により利用するものとする。

- (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。

2 統括責任者は、前項各号に掲げた利用方法以外による利用は行わないものとする。

3 統括責任者は、ネットワークを通じてコンテンツを利用する者(以下「利用者」という。)に対し、著作権法を遵守するよう周知するものとする。

(著作権に係る利用許諾)

第 8 条 コンテンツの著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) コンテンツの著作権がコンテンツの提供を行った者(以下「提供者」という。)のみに帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾する。
- (2) コンテンツの著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ておかなければならない。
- (3) コンテンツの著作権が提供者以外に帰属している場合、提供者に代わり本学が、前条第 1 項に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- (4) コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの削除)

第 9 条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者から削除の申請があり、委員会がこれを承認した場合

- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切等の理由により、委員会が削除することを適当であると判断した場合

(免責条項)

第10条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

- 2 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者又は提供者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 この規則に基づく事務処理及び委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第70号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月2日平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年6月2日から施行する。

附 則(平成30年3月27日平成29年規則第43号)

この規則は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和元年5月1日令和元年規則第1号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

北海道教育大学附属図書館資料収書方針

平成23年2月18日制定

平成26年4月1日改正

附属図書館長裁定

北海道教育大学(以下、「本学」という。)は、「真理を探究する教育研究の現場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的」(学則第1条)としている。また、本学における人材の養成に関する目的等に関する規則等において、人材の養成に関する目的等を定めている。

附属図書館は、この目的の実現のために、本学の教育・研究・学習活動の基礎となる資料を充実させ、大学図書館として本学構成員はもとより社会的要請に応えうる蔵書構築をする使命がある。また、収書によって築かれる蔵書は利用者サービスの基本であり、かつ大学図書館に対する社会的評価基準の一つである。

よって、収書に関する基本方針、収書体制等必要な事項について以下のとおり定める。

(基本方針)

第1 収書に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 学部、大学院及び別科(以下「学部等」という。)のカリキュラム並びに学部等の目指す人材養成に役立つ資料を収集する。
- (2) 蔵書構成・研究動向に留意しつつ、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集する。
- (3) 特定の主義・主張、思想・信条に偏らず幅広く均衡のとれた収集を行う。
- (4) 情報媒体の多様化及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料については、各分野の資料要求、利用頻度、経済性、耐用年数等を考慮した上で積極的に収集する。
- (5) 高額資料の収集に当たっては、重複購入を避ける等、予算の効率的な執行に務める。
- (6) 地域社会への貢献も考慮した資料を収集する。

(収書体制)

第2 収書に当たっては、各構成館に収書委員会を置き、各キャンパスの特色に応じた構成館収書方針及び収書計画を策定して行うものとする。

2 収書委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 構成館長
- (2) 構成館運営委員会委員
- (3) 図書館職員 若干人
- (4) 構成館長が必要と認めた者 若干人

3 収書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(更新・保存)

第3 魅力ある蔵書構成の実現・維持並びに新規資料の収納場所を確保するため、構成館運営委員会で資料保存基準を定めるとともに、定期的な資料の更新に務めるものとする。

(その他)

第4 この方針は、本学のカリキュラムの変更、研究動向、利用者要求の変化等に対応するため、定期的な点検と見直しを行うものとする。

北海道教育大学附属図書館除籍要項

制定 平成 26 年 3 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、北海道教育大学附属図書館規則(平成 16 年規則第 20 号。以下「図書館規則」という。)第 11 条の規定に基づき、附属図書館において管理する図書の除籍に関し必要な事項を定める。

[北海道教育大学附属図書館規則(平成 16 年規則第 20 号。以下「図書館規則」という。)第 11 条]

(目的)

第 2 条 附属図書館は、有効な利用環境の維持及び整備に努めるとともに、新たな蔵書スペースを確保するため、図書の除籍を行い、学習支援の場としての充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 図書 北海道教育大学附属図書館利用内規(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項に規定する図書館資料をいう。

[北海道教育大学附属図書館利用内規(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項]

(2) 除籍 図書を、図書原簿及び図書館情報システムから除外することをいう。

(対象)

第 4 条 附属図書館は、次の各号に該当する図書を除籍することができる。

(1) 破損、汚損又は劣化が甚だしく、かつ、修理が不可能又は修理費用が当該図書の取得等に要する費用より高価であると認められるもの。

(2) 図書の内容が改訂又は改版等により利用価値を失い、保存の必要がないと認められるもの。

(3) 電子媒体等の代替メディアが利用可能で、保存の必要がないと認められるもの。

(4) 重複図書で、今後の利用が見込まれず、複数保存の必要がないと認められるもの。

(5) その他除籍が適当と認められるもの。

(手続)

第 5 条 図書館規則第 5 条に規定する構成館長(以下「構成館長」という。)は、図書館規則第 9 条に規定する構成館運営委員会の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

[図書館規則第 5 条] [図書館規則第 9 条]

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める場合は、図書館規則第 6 条に規定する附属図書館運営委員会(以下「附属図書館運営委員会」という。)の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

[図書館規則第 6 条]

(処理)

第 6 条 構成館長は、除籍を決定した図書について、他構成館へ

の所在の変更又は他機関への譲渡等を予定しているものを含めた除籍リストを作成し、当該構成館が所在する校の国立大学法人北海道教育大学物品管理細則(平成16年細則第8号)別表第2に規定する分任物品管理役(札幌館にあっては、学術情報室長)に通知するものとする。

[国立大学法人北海道教育大学物品管理細則(平成16年細則第8号)別表第2]

(連携)

第7条 附属図書館は、紙媒体資料の共同管理(シェアード・プリント)の考え方に基づき、分担保存及び収集の取組みを推進するため、構成館間における情報の共有と連携を常に図るものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。



令和2年9月発行
編集・発行 北海道教育大学附属図書館
〒002-8503 札幌市北区あいの里5条3丁目1番6号
電話 (011) 778 - 0284
FAX (011) 778 - 7052
<https://s-opac.sap.hokkyodai.ac.jp/library/>